

目次

項目	頁
第1章 安全保障輸出管理とは	1
第2章 リスト規制	9
第1節 リスト規制の概要	9
第2節 リスト規制対象の貨物	13
第3節 該非判定の概要	17
第4節 該当貨物の扱い	22
第3章 キャッチオール規制	23
第1節 キャッチオール規制の概要	23
第2節 大量破壊兵器キャッチオール規制(貨物)	25
第3節 通常兵器キャッチオール規制	33
第4節 キャッチオール規制のまとめ	36
第4章 技術提供の規制	37
第1節 技術提供の規制概要	37
第2節 規制対象の技術(特定技術)	39
第3節 規制対象外の技術	47
第4節 規制対象となる技術提供の形態	49
第5節 技術提供管理の実際(社内での取組み)	53
第6節 難解！外為法第25条第1項	55
第5章 仲介貿易取引規制	58
第1節 仲介貿易取引規制の概要	58
第2節 規制対象となる取引形態	61
第3節 仲介貿易取引の許可対象	62
第6章 企業の輸出管理	63
第1節 自主管理体制の整備	63
第2節 該非判定	69
第3節 取引審査	78
第7章 許可不要の特例	87
第1節 特例の概要	87
第2節 無償特例	89
第3節 少額特例	91
第8章 輸出許可(E/L)	93
第1節 許可の種類	93
第2節 個別許可について	95
第3節 包括許可のしくみ	99
用語解説	105

第1章 安全保障輸出管理とは

本書が解説する「安全保障輸出管理」とは何か？ 超概要を歴史的な経緯を含めてキーワードをあげて説明します。

1. 安全保障輸出管理とは何ですか？

「安全保障輸出管理」とか「安全保障貿易管理」と呼ばれていますが、「輸出管理」と言えば「安全保障輸出管理」を指します。第二次世界大戦後の1949年にアメリカを中心とした西側諸国が、旧ソ連をはじめとする東側諸国(当時は共産圏)を軍事的に封じ込めるために結束して戦略物資及び戦略技術を東側諸国に輸出しないように規制していました。東西冷戦が終わると、紛争国が大量破壊兵器の開発をしているという懸念が増大し、不拡散型輸出管理へと転換してきました。現在では、民生品やローテク品も軍事用途に転用される可能性が危惧されることから、大量破壊兵器開発・製造に転用されないように**需要者と用途をチェックするという大量破壊兵器キャッチオール規制**にいたっています。また、国連で定めた武器禁輸国に対しては、通常兵器用途も規制されています。

2. ココムとは何ですか？

1949年、アメリカを中心とした西側諸国が設立した東側諸国へ「戦略物資及び戦略技術」を輸出しないようにした規制枠組み、対共産圏輸出統制委員会のことです。英文名は Coordinating Committee for Multilateral Export Controls で、略称がココム(COCOM)です。ココム時代の輸出管理は、現在よりも規制品目が多く、かつ多くの詳細な仕様で規制されていたので該非判定の手間はかかりましたが、「リスト規制の該非と共産圏向けに注意すればよい」という明確な方針で通用できました。ココムによる輸出規制は、1989年のベルリンの壁崩壊を機に旧ソ連、東欧の共産圏諸国が解体し、1994年に解散することになりました。

3. 冷戦終了にともない輸出管理はどのように変わりましたか？

「東側の脅威」に代わって浮上してきたのが、世界各地の紛争当事国における兵器の蓄積とそれによる国際情勢が不安定化するという問題がありました。紛争当事国が大量破壊兵器の開発をしているという懸念が増大したことで、新たに非国家主体のテロリストが登場したことで、**不拡散型輸出管理へと転換**することになりました。

4. 不拡散型輸出管理とは？

特にそうした大量破壊兵器関与国、テロリストにおいては、民生品・ローテク品も軍事用途に転用される可能性が危惧されています。こうした懸念から、**地域を問わず兵器(及び兵器開発)の拡散を防ぐ**という観点が生まれ、1996年7月に通常兵器関連品目不拡散を旨とするワッセナー・アレンジメント(WA)が発足しました。また、ローテク品といえども大量破壊兵器開発に転用されないよう**需要者・用途をチェックするキャッチオール規制導入へと進んで**いきました。

5. 大量破壊兵器とは？

名前のとおり大量に殺傷する能力のある兵器のことをいいます。核兵器(Atomic (Nuclear) Weapon)、生物兵器(Biological Weapon)、化学兵器(Chemical Weapon)をいいます。さらに、輸出管理では大量破壊兵器を遠隔地に飛ばすためのミサイル(Missile)を含めて定義します。大量破壊兵器のことをアルファベットの頭文字をとって、ABCM兵器と呼ぶことがあります。

第2章 リスト規制

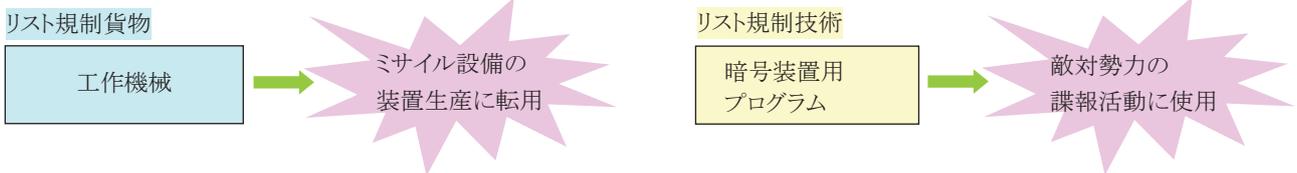
我が国の主な輸出管理規制としては、リスト規制とキャッチオール規制があります。本章では、軍事転用の可能性が特に高い機微な品目をリスト化して規制する仕組みである、「リスト規制」について説明します。キャッチオール規制については、第3章で説明します。

第1節 リスト規制の概要

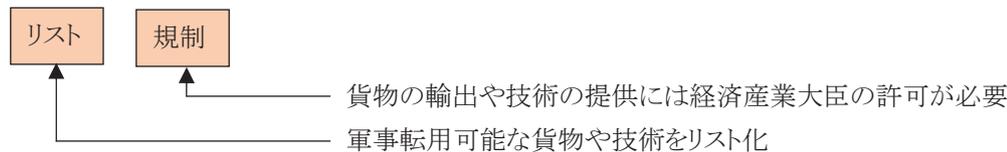
1. どのような規制ですか？

- ◆武器輸出三原則に基づく武器及び国際レジームで合意された軍事転用の可能性が特に高い貨物や技術を法令で定め、これらの貨物の輸出や技術の提供には、全ての国や地域を対象として、経済産業大臣の許可を必要とする規制で、「外国為替及び外国貿易法」(以下、「外為法」)に規定されています。
- ◆規制される貨物は「リスト規制貨物」、技術は「リスト規制技術」と称されます。

【軍事転用の例】



【リスト規制とは】



【リスト規制品の呼称例】

呼称例

- リスト規制貨物 → 該当品、該当貨物、規制貨物、ライセンス品など
- リスト規制技術 → 該当技術、規制技術、役務該当など

【外為法の条文】

外為法第25条(役務取引等)、第48条(輸出の許可等)の条文

2013年10月15日現在

第25条(役務取引等)

国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術(以下「特定技術」という。)を特定の外国(以下「特定国」という。)において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。 <第2項、第3項は省略>

技術の提供

許可

第48条(輸出の許可等)

国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。 <第2項、第3項は省略>

貨物の輸出

許可

【法令に良く出てくる用語の定義や意味】

用語	定義や意味など
貨物	貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産
技術	貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報
貨物等	貨物と技術
特定重要貨物等	輸出令別表第1の1～15項の貨物と外為令別表第1の1～15項の技術

第3章 キャッチオール規制

本章では、第2章のリスト規制に非該当であっても、輸出貨物や提供技術が大量破壊兵器等や通常兵器に用いるおそれのある場合には経済産業省大臣の許可を必要とする仕組みである、「キャッチオール規制」について説明します。

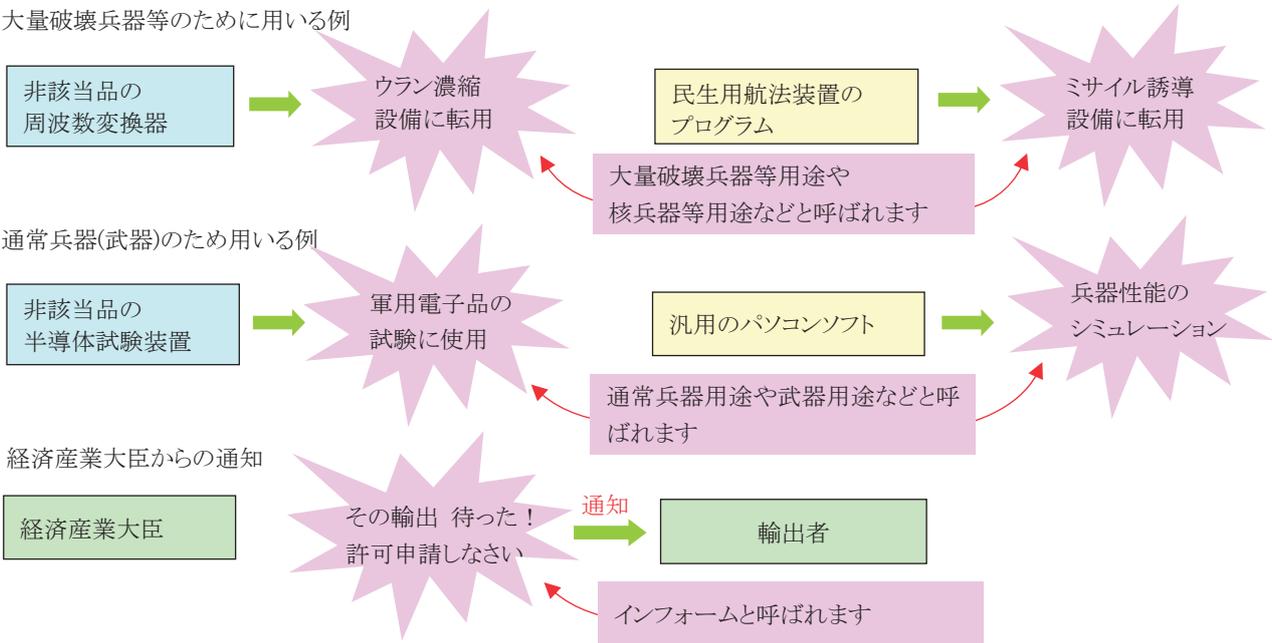
第1節 キャッチオール規制の概要

1. どのような規制ですか？

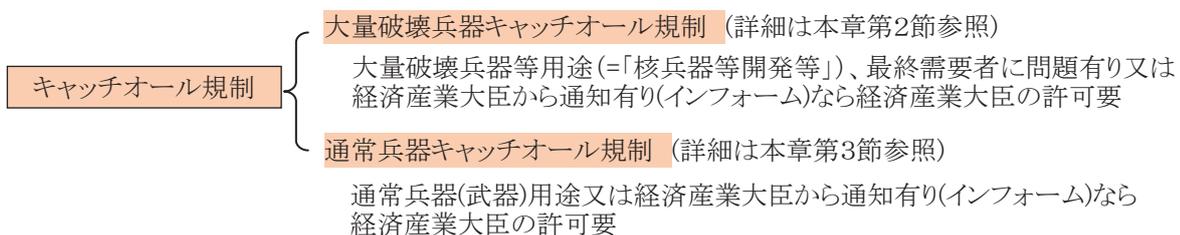
- ◆リスト規制品目には非該当の貨物・技術であっても、輸出する貨物や提供する技術が、**大量破壊兵器等や通常兵器(武器)のために用いることを知った場合**、又は**経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知(インフォーム)を受けた場合には、経済産業大臣の許可を必要とする規制**です。
- ◆この規制は、**大量破壊兵器キャッチオール規制、通常兵器キャッチオール規制の二本立て**です。
- ◆キャッチオール規制は用途規制(End Use Control)とも呼ばれ、「キャッチオール」の名称は「スペックに関係なく、全てのものをチェック」というところからきています。以前は「補完的輸出規制」と称されていました。

【軍事転用の例】

大量破壊兵器等のために用いる例



【キャッチオール規制とは】



2. 規制となるまでの背景は？

- ◆背景としては、1991年の湾岸戦争ののち、IAEAがイラクの査察を行ったところ、それまで**規制対象となっていなかった通常の工業製品が大量破壊兵器開発に多数使用されていたことが判明**したためというのが発端で、日本では2002年に**大量破壊兵器キャッチオール規制**が導入されました。
- ◆また、2003年12月のワッセナー・アレンジメント総会において、**通常の工業製品が通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合、規制対象**とすることに各国が合意し、日本では2008年に、**通常兵器キャッチオール規制**が導入されました。

第4章 技術提供の規制

安全保障貿易の規制には、「貨物」の「輸出」だけでなく、貨物に関わる「技術」の「提供」にも、経済産業大臣の許可を必要とする規制があります。この規制を「技術提供の規制」と称し、以下の順番で説明していきます。

- 第1節 技術提供の規制概要
- 第2節 規制対象の技術(特定技術)
- 第3節 規制対象外の技術
- 第4節 規制対象となる技術提供の形態
- 第5節 技術提供管理の実際(社内での取組み)
- 第6節 難解！外為法第25条第1項

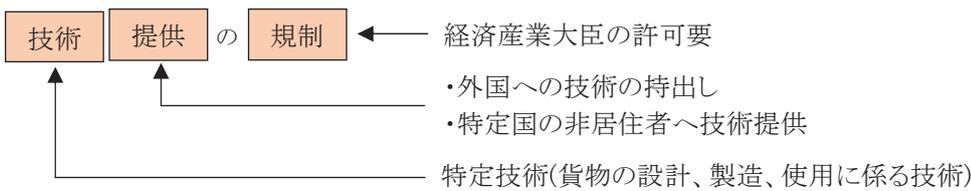
第1節 技術提供の規制概要

1. どんな規制ですか？

特定技術を、特定国に提供することを目的とする取引に対し、経済産業大臣の許可を必要とする規制で、外為法第25条に定められています。

- ◆特定技術とは、「貨物の設計、製造、使用に係る技術」
- ◆特定国に提供とは、「外国への技術の持出しや特定国の非居住者への技術提供」
- ◆経済産業大臣の許可は、法令では「役務取引許可」

【技術提供の規制】



2. 規制の背景は？

- ◆民生技術の高度化で、軍事技術との境目はなくなりつつあり、汎用性が拡大する中で、技術情報の移転は容易となり、かつ目に見えないものとなり、そもそも税関を通らないものを適切に管理することは困難になってきています。
- ◆企業活動のグローバル化に伴い、外国人労働者・研修など国際的な人的交流が活発化し、主要企業・大学等において外国人従業員・留学生等による技術情報の、日本から外国への持ち出し事件が多く発生しています。
- ◆そこで、2009年に外為法を大幅に改正し、技術の提供元、提供先の属性(日本人、日本企業、外国人、外国企業など)を問わず、日本からの技術の持出しを規制する「**ボーダー規制**」と称される規制が導入されました。

【2009年までの規制では対応不十分な例】

- ◆技術を提供する者が「居住者」、提供を受ける者が「非居住者」に限定されているため、「非居住者」が取得した特定技術を外国に送付する場合は規制対象外
例:短期滞在中の外国人が盗取することなどにより入手した後、国外の第三者に提供する場合
- ◆持出し行為自体は規制していないため、「居住者」が自ら外国に持ち出した特定技術を「非居住者」となってから提供する場合は規制対象外
例:日本企業を退職した外国人従業員が帰国後に提供する場合
- ◆外国において「非居住者」に提供されたことが立証されない限り違反を問うことができず、実効性が不十分
例:日本企業に勤務する従業員等が週末や休暇を利用して一時出国し、国外で提供する場合

【対応不十分な規制の見直し→**ボーダー規制**の導入】

- ◆従来の「居住者」から「非居住者」への取引のみであった規制を見直し、外国に向けて技術を提供する場合は「居住者」・「非居住者」の区別に限らず規制対象
- ◆技術を提供するために外国に技術を持ち出すこと自体を新たに規制対象

第5章 仲介貿易取引規制

この章では、日本から貨物の輸出をしなくとも、「外国相互間の貨物の移動を伴う取引」について許可を必要とする仕組みの「仲介貿易取引規制」と称される規制について説明していきます。

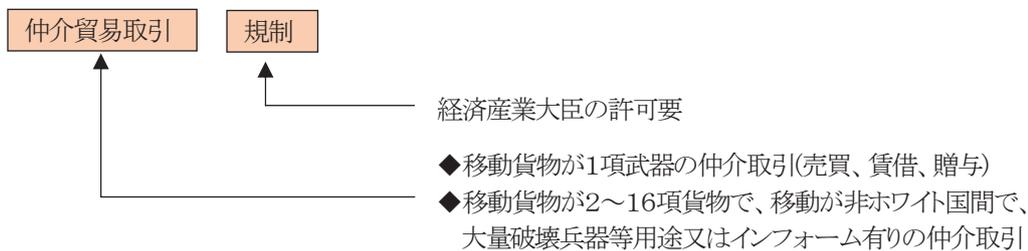
第1節 仲介貿易取引規制の概要

1. どんな規制ですか？

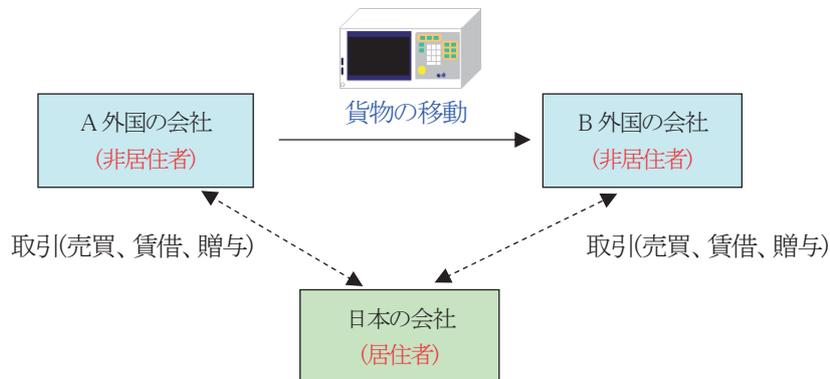
居住者が非居住者との間で行なう、「外国相互間の貨物の移動を伴う売買、賃借又は贈与に関する取引」で以下の場合には、経済産業大臣の仲介貿易取引許可を必要とする規制です。

- ◆ 移動する貨物が、輸出令別表第1の1項武器の仲介取引
- ◆ 移動する貨物が輸出令別表第1の2項～16項の貨物で、非ホワイト国間の移動で、大量破壊兵器等用途又はインフォーム要件に該当する仲介取引

【仲介貿易取引規制とは】



【規制対象となる取引形態】



2. 規制までの背景は？

2002年に大量破壊兵器キャッチオール規制が導入された頃、仲介取引規制は武器のみでしたが、核兵器やミサイルの開発や製造を企てるテロ組織が必要とする貨物などの拡散防止(テロ組織への迂回輸出など)のため、国連安全保障理事会決議 1540号を受けて、2007年に大量破壊兵器等の開発等用途に関わる仲介貿易取引も規制対象となりました。

第6章 企業の輸出管理

我が国は安全保障輸出管理に積極的に取り組み、すべての大量破壊兵器関連条約及び国際レジームに締約・加盟し、国際レジームの合意を踏まえて国内法に反映させています。(第1章の「安全保障輸出管理とは」参照)

この章では、まずは第1節で、国内法を輸出や技術提供を行う企業・大学等がどのような管理基準で輸出管理関連法規を遵守していくのかを規定した、「輸出者等遵守基準」について説明し、第2節、第3節では安全保障貿易管理で重要な管理項目である「該非判定」と「取引審査」について説明していきます。



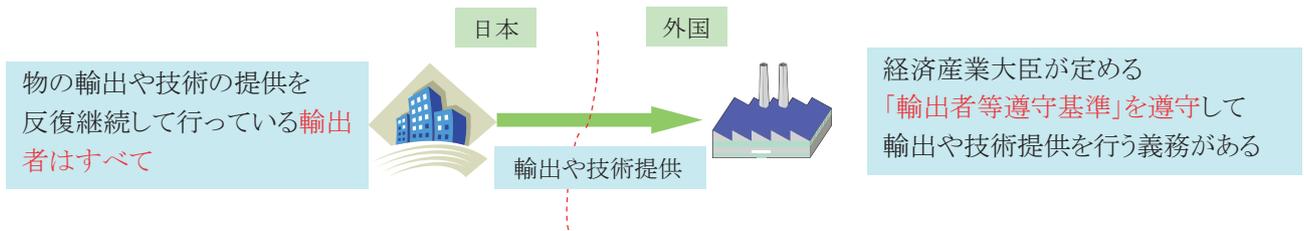
第1節 自主管理体制の整備

1.1 輸出者等遵守基準

1. 輸出者等遵守基準とは何ですか？

輸出者等遵守基準とは、国際的な平和及び安全の維持のため、**輸出や技術提供を継続的に行う者(輸出者等)が守るべき輸出管理上の基準**です。輸出関係法令を守ることはもとより、「実際に運用・維持」していくことが義務となります。平成21年4月の外為法改正により、「外為法第55条の10」として設けられた法的要求事項であり、具体的な内容は、「**輸出者等遵守基準を定める省令**」として定められています。

【輸出者等遵守基準の概念】



【輸出者等遵守基準の法体系】

輸出者等遵守基準 第五十五条の十
経済産業大臣は、経済産業省令で、第二十五条第一項に規定する取引又は第四十八条第一項に規定する輸出(以下「輸出等」という。)を業として行う者(以下「輸出者等」という。)が輸出等を行うに当たって遵守すべき基準(以下「 輸出者等遵守基準 」という。)を定めなければならない。
2 輸出者等遵守基準は、第二十五条第一項に規定する取引によって提供しようとする特定技術又は第四十八条第一項の特定の地域を仕向地として輸出をしようとする同項の特定の種類の貨物が特定重要貨物等に該当するかどうかの確認に関する事項その他当該取引又は輸出を行うに当たって遵守すべき事項について定めるものとする。
3 前項の「 特定重要貨物等 」とは、特定技術又は第四十八条第一項の特定の種類の貨物であって、その特定国における提供若しくは特定国の非居住者への提供又はその同項の特定の地域を仕向地とする輸出が国際的な平和及び安全の維持を特に妨げることとなると認められるものとして経済産業省令で定めるものをいう。
4 輸出者等は、輸出者等遵守基準に従い、輸出等を行わなければならない。

この条文で省令に従った基準で、法令を遵守せよと規定

外為法第55条の10 輸出者等遵守基準

輸出者等遵守基準を定める省令
(詳細は本節の参考資料参照)

特定重要貨物等を定める省令

- ① 輸出令別表第1の1～15項の貨物
 - ② 外為令別表の1～15項の技術
- つまりリスト規制貨物・技術

第7章 許可不要の特例

第2章のリスト規制に該当している場合には、原則として経済産業大臣の輸出許可が必要です。しかし、法令で定められた例外規定によって、その条件を満足すれば許可なしで輸出することが出来る場合があります。その例外規定を一般的に「許可不要の特例」と呼んでいます。

第1節 特例の概要

1. どのような特例があるのですか？

許可不要の特例は、輸出令第4条第1項で規定されています。その概要は下表の通りです。本章では、よく利用される「無償特例」、「少額特例」について説明します。

輸出令第4条(特例)			
第1項	外為法第48条第1項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第1の1項に掲げる貨物についてはこの限りではない。	簡単にすると ⇒	特例により、輸出許可は不要。ただし、武器品目は適用不可。
一号	仮陸揚げ貨物の再輸出		用途が限定されており、一般的な企業にとっては特殊なので説明は省略
二号	イ 外国船／航空機が自ら使う船用品／航空機用品		
	ロ 航空機の安全機器等の修理の為の無償輸出		
	ハ 国際機関が条約に基づいて輸出する貨物		
二号	ニ 在外日本公館へ送付する公用貨物		無償特例と呼ばれる 詳細は、無償特例(本章第2節で説明)
	ホ 無償で輸出すべきものとして無償で輸入する貨物(経済産業大臣が告示で定めたもの)		
	ヘ 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物(経済産業大臣が告示で定めたもの)		
三号	キャッチオール規制の適用除外(特例) 規制発動要件に該当しない場合、許可不要		詳細は、 キャッチオール規制(第3章参照)
四号	少額貨物 機微度の低い貨物は、一定額以下であれば許可が不要となる特例		少額特例と呼ばれる 詳細は、少額特例(本章第3節で説明)

2. 特例が使える時、何か特別な手続きが必要ですか？

特別な手続きは必要ありません。通関業務を通関業者に委任する際、リスト規制に該当するが特例を適用することを明確に指示します。通関業者から返却される輸出許可通知書に特例を適用したことが表示されていますので、確認が必要です。(※特例を適用した場合の輸出承認証等区分コード:N1)

【輸出許可通知書】

<AIR/EXP>		輸出許可通知書(大額)		2013/10/31
輸出者 住所				
仕向人 住所				
		区 分	輸出承認証等区分コード	
			承認証等必要	特例扱で不要
		外国為替及び外国貿易法第48条第1項 に該当するもの	EE	N1
		輸出令第4条第1項第1号または第1号の 2に該当するもの	E1	N2
	輸出承認証等区分 N1			
	輸出承認証番号等 (1) (2)			

第8章 輸出許可(E/L : Export License)

今まで述べてきた各規制に該当となり、第7章で説明した「許可不要の特例」が使えない場合には、許可を取得して輸出しなければなりません。本章では、主に貨物の許可申請の手続きについて説明していきます。

第1節 許可の種類

1. 許可の種類にはどのようなものがありますか？

許可の種類には大きく2種類あって、**個別許可**、**包括許可**のどちらかを取得して貨物の輸出又は技術の提供をします。

(1) **個別許可**: 原則は、この許可で**輸出(提供)案件ごとに許可**を取得して輸出します。

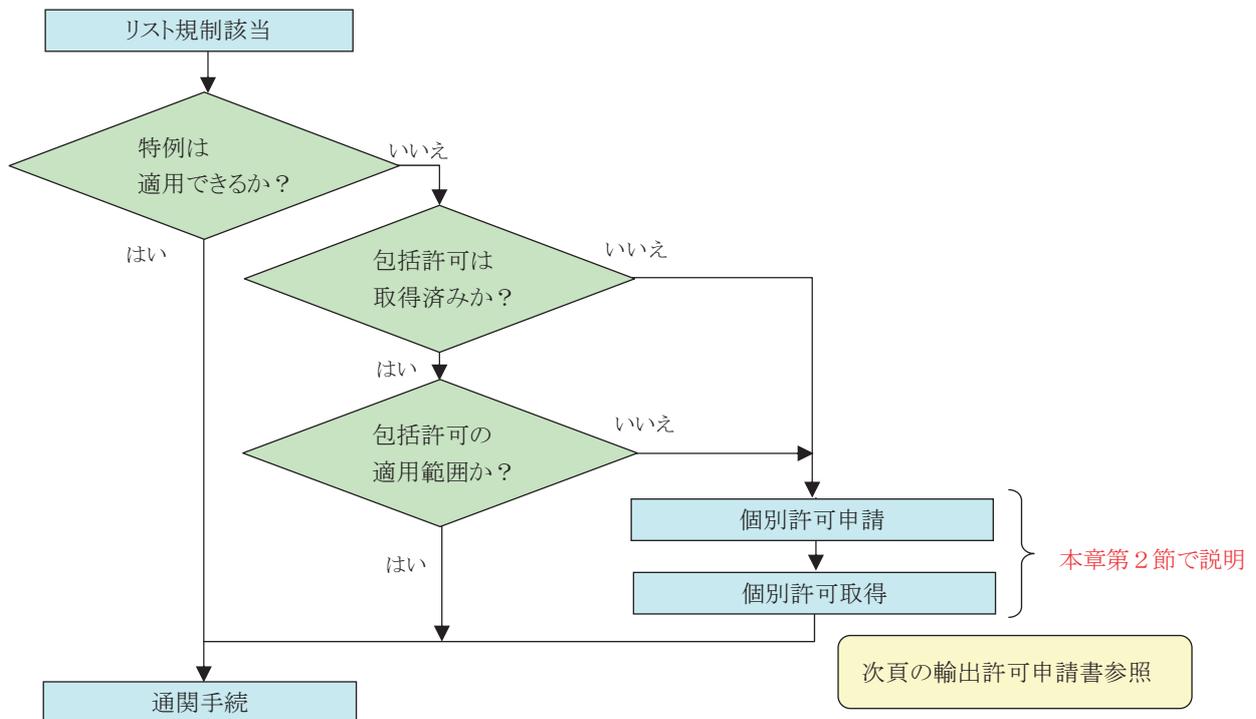
(2) **包括許可**: 輸出管理体制が整っている企業(第6章第1節1.2参照)が取得することができ、経済産業省が発給する許可証を自社で管理し**適用範囲内の輸出(提供)案件**に限り、取得した包括許可を用いて輸出します。

【イメージとしては】

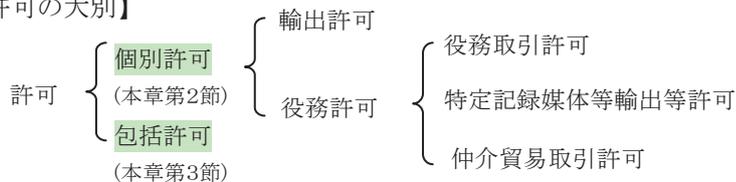
個別許可証 = 電車の乗車券(移動時に目的地に応じて都度購入)

包括許可証 = 電車の定期券(有効期限や乗車範囲であれば回数の制限なく乗車可能)

【許可申請～輸出までの流れ】



【許可の大別】



輸出管理一〇メモ



税関が発行する輸出許可通知書
貨物を輸出する際、輸出者、貨物名、数量、価格、荷受人などを申告後、
税関が輸出を許可した際に輸出許可通知書が交付されます。
経済産業省大臣が発行する**輸出許可証とは別もの**

次頁の税関発行の
輸出許可通知書参照